

写

(関係国務大臣)

殿

「商工会“復興”総決起集会」
の決議に関する要望書

平成24年1月25日

福島県商工会連合会

会長 田子 正太郎

平成23年3月11日の東日本大震災と東京電力福島第一原子力発電所の事故は、県民はもとよりあらゆる産業に極めて深刻な被害をもたらした。

原発事故から300日以上経過した今も、自主避難を含め、未だ避難生活を余儀なくされている中小・小規模事業者は、事業再開に向けて懸命に立ち上がり、様々な努力を重ね再起・再建へ向け必死に戦っている。

しかしながら、事業再開に不可欠な原発事故損害賠償の算定基準等については、被った被害が十分反映されているとは言えず、原発事故が完全に収束しない中で、これに伴う風評被害等は、観光関連分野にとどまらず、食品や工業製品の加工・製造分野など、県内のあらゆる産業に多大な打撃を与え続けている。

また、我々の商圈でもある「ふるさと Fukushima」の再生に向け、一刻も早い原発事故の完全収束と大規模かつ効果的な除染の早期実施が求められている。

については、県内89商工会の総意として、東京電力並びに原子力発電を国策としてきた国に対し、原発事故によって商工業者が被った全ての損害賠償の迅速かつ完全・確実な実施と商工業の復興に向けた中小・小規模企業支援対策の更なる充実強化を強く要望する。

1. 原子力損害賠償の完全実施
2. 原発事故の完全収束と除染対策等福島の復興・再生
3. 風評被害の早期払拭への支援強化
4. 復興に向けた中小・小規模企業支援施策の充実強化

1. 原子力損害賠償の完全実施

原子力損害賠償紛争審査会における中間指針は、福島県の被害を十分反映したのではない。原発事故がなければ、生じることのなかった財物など全ての損害について、確実に賠償の対象となるよう「指針」に具体的かつ早急に反映し、本件事故により被った様々な損害は、すべて賠償されることが大原則である。

東京電力は、原子力災害の当事者であることを忘れず、「指針」は原発事故による損害に対する最小限の基準であることを十分認識し、誠実かつ柔軟に幅広く賠償の対象とすべきである。

については、被害の実態に見合った迅速かつ十分な損害賠償が完全に実施されるよう、東京電力及び国は原子力発電を国策として推進してきた責任を最後まで確実に果たすことを強く要望する。

- ① 財物価値の喪失・減少に伴う損害賠償
- ② 早期の事業再開、転業など特別の努力を行った者への賠償
- ③ 風評被害等に伴う損害賠償
- ④ すべての県民への精神的損害賠償
- ⑤ 避難等指示区域解除後の十分な賠償期間の確保
- ⑥ 自主的避難に伴う費用の賠償

2. 原発事故の完全収束と除染対策等福島の復興・再生

原発事故発生から 300 日以上が経過し、緊急時避難準備区域の指定が解除されたが、除染等の課題から事業者・住民等の帰宅の目途は立たないなど、依然として事故の収束は見えず、避難生活は長期に亘り精神的にも極限状態にある。

また、原発事故による放射性物質が福島県の全土に拡散し、大気・水・建物・土壌・農地・森林等が汚染され、住民の県外転出や生産拠点の移転が続き、更には避難の長期化により地域コミュニティ機能が崩壊するなど、福島県の将来にとって極めて憂慮すべき状況にある。

については、我々のふるさとを取り戻し、中小・小規模事業者が安心して事業を継続できる環境を整えるようにするため、一刻も早い原発事故の完全収束と早期に大規模かつ効果的な除染を実施するよう強く要望する。

さらに、原発事故により失った「福島ブランド」や「自然豊かな福島のイメージ」を回復し、事業者や住民が将来への不安を抱かず安心して生活できる環境づくりのため、復興と再生の基本となる「福島復興再生特別措置法」の早期成立と迅速かつ適正な運用を図るなど、国が主体的に「福島」の復興・再生に向けた支援策等を確実に実行するよう強く要望する。

3. 風評被害の早期払拭への支援強化

原発事故による放射線への警戒心から福島県の観光地を訪れる観光客は激減し、その影響は観光関連分野にとどまらず、県内全域であらゆる産業に大きな打撃を与えている。また、これらの風評被害は収まるどころか、更に拡大・長期化し、事業者の経営は危機的状況に陥っている。

このようなことから、商工会としても風評被害の払拭に向けて、全国規模の会議等の開催や他県からの流入を促進するため、全国商工会連合会長会議の本県での開催を始め、他県の商工会地区からの誘客に努めてきたところである。

については、国・県等においても風評被害の早期払拭のため「福島安全・安心」を国内外に広くPRするとともに、国際レベルの会議、全国規模の会議・催事等を県内で開催することや、福島県の観光資源及び地元産品等をPRする復興市・復興物産展等を県内外で開催するための予算が講じられるよう強く要望する。

また、放射性物質に対する消費者の不安は募り、農畜産物はもとより地元商店街のお菓子や惣菜などあらゆる食品の安全性が問われているほか、工業製品についても、取引先より放射性物質の検査証明を求められる事例が多数発生している。これらに対応し、消費者や流通業者の不安を払拭して安全・安心な商品の提供を確保するため、中小・小規模事業者を対象に放射線の簡易検査機器を備え、分析証明業務を行う放射線検査センター等の設置を強く要望する。

4. 復興に向けた中小・小規模企業支援施策等の充実強化

昨年(2011年)の3月11日に発生した東日本大震災・原発事故、風評被害により被災地のみならず県内の中小・小規模事業者は事業再開並びに事業の存続に向けて様々な努力を重ね必死に戦っている。

東日本大震災からの復興は、これからが正念場であり、その支援策については、これまでの金融支援策をはじめとする各般の支援策が来年度以降も引き続き、あらゆる政策課題に優先して、より一層、強力かつ継続的に実行されるよう強く要望する。

(1) 「特定地域中小企業特別資金」の支援内容等の拡充

① 県内移転先での事業継続・再開向け融資

取扱期間の延長、貸付規模の拡大を要望する。

② 解除区域等での事業継続・再開向け融資

取扱期間の延長、貸付規模の拡大、融資限度額の拡大、返済・据置期間の延長、既往債務の借換え容認等を要望する。

③ 風評被害対策のための融資制度の創設

「特定地域中小企業特別資金」と同程度(無担保・無利子)の融資制度の創設を要望する。

(2) 中小企業制度資金の拡充

特に、「ふくしま復興特別資金」が活用している「東日本大震災復興緊急保証」については、取扱期間の延長、貸付規模の拡大、融資要件等の緩和を要望する。

(3) 中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業の継続と拡充

中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業については、被災中小企業者が復旧・復興するまで事業の継続、補助枠の拡大及び柔軟な運用を要望する。

(4) 仮設店舗、仮設工場の整備拡充と入居期間の延長

仮設店舗、仮設工場の整備拡充と入居期間の延長を要望する。

(5) 復興に向けた中小・小規模事業者の税制優遇措置の導入

県内の中小・小規模企業の再生、事業基盤の確保・安定及び新たな投資促進を図るための税制優遇措置の導入を要望する。

(6) 公共事業等の被災中小企業者への優先発注と被災者の優先雇用

東日本大震災・原子力災害等の復旧・復興に伴う各種公共工事等については、地元中小企業者特に地元被災中小企業者への優先発注と被災者の優先雇用、資材等の地元発注並びに分割発注等により、地域経済の早期回復が図られるよう要望する。